

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 阿 久 根 由 美 子
日 時	平 成 2 6 年 4 月 7 日 (月 曜 日)	開 議	午 後 1 時 3 0 分
		閉 議	午 後 3 時 4 5 分
出 席 委 員	湊 藤 本 並 河 中 村 馬 場 菱 田 西 村 石 野 < 明 田 議 長、小 島 副 議 長 >		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長、山 内 次 長、山 崎 係 長、三 宅 主 任、阿 久 根		
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名 議 員 1 名 (井 上)

会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

〔 湊 委 員 長 開 議 〕

< 湊 委 員 長 >

1 定 数 ・ 報 酬 に つ い て は 最 後 に 議 論 を 行 う。

〔 事 務 局 長 日 程 説 明 〕

2 広 報 広 聴 会 議 報 告

(1) 議 会 報 告 & わ が ま ち トーク に つ い て

< 菱 田 委 員 (広 報 広 聴 会 議 委 員 長) >

従 来 (自 治 会) の 今 後 の 開 催 に つ い て、3 月 定 例 会 報 告 分 は 開 催 を 見 合 わ せ 4 月 13 日 の わ が ま ち トーク の 開 催 状 況 も み て 検 討 を 行 う。

< 湊 委 員 長 >

広 報 広 聴 会 議 で の 検 討 結 果 を 待 つ こ と に す る。 了

< 菱 田 委 員 >

ガ イ ド ラ イ ン を 広 報 広 聴 会 議 で 決 定 し た。ま ず フェ イ ス ブ ッ ク を 立 ち 上 げ 4 月 13 日 開 催 の わ が ま ち トーク の お 知 ら せ を し た い。

< 湊 委 員 長 >

ガ イ ド ラ イ ン を 定 め 運 用 を 始 め る と の こ と で あ る。

< 馬 場 委 員 >

ガ イ ド ラ イ ン を 吟 味 し た い。最 終 的 な 管 理 責 任 は 誰 な の か。

< 湊 委 員 長 >

書 き 込 み は 誰 が す る の か。

< 菱 田 委 員 >

管 理 権 限 者 が 行 う。ま ず 私 が ページ を 立 ち 上 げ 管 理 者 を 指 定 す る。

< 明 田 議 長 >

管 理 権 限 者 は 何 人 か。

< 菱 田 委 員 >

議 長、議 運 委 員 長、広 報 広 聴 会 議 正 副 委 員 長 の 3 人、広 聴 部 会 委 員 3 人 の 計 8 人 で

ある。

<並河委員>

会派内では時代の流れだとは思いますが時期尚早との意見もあった。広報広聴会議での意見は。

<菱田委員>

フェイスブックをやったことがないので分からないということも聞いたが、発信については委員会で合意している。

<湊委員長>

管理権限者の私見で出すことも出来るのではないか。

<菱田委員>

出来ないようにガイドラインを定める。

<湊委員長>

フェイスブックは拡大の傾向にある。運用上は1人でやるのがよいが、議会のことを載せるので管理権限者は複数必要である。

<馬場委員>

フェイスブックは世間話になっているとも評価されている。内容を検討して掲載しないといけない。

<事務局長>

当面は広聴部会を中心に会議等の告知から安全に運用していくとのことである。市民からの意見対応は管理権限者に諮ることとガイドラインで定めている。

<湊委員長>

クレームのない内容を広報広聴会議正副委員長で十分確認してやってもらいたい。まずは会議告知等から始めることで理解できるものである。

<菱田委員>

会議の告知、議会だよりの内容等から行う。

<小島副議長>

全議員がフェイスブックを理解する必要があるので、勉強会を設定願う。

<湊委員長>

広報広聴会議で設定願う。

<馬場委員>

「友だちになって」とメッセージが来ても排除しなければならないことがある。勉強したい。

<菱田委員>

個人の場合には友だち承認でのトラブルもある。公式の場合それはない。

<湊委員長>

共通認識のためにも勉強会の機会をもってもらおう。 了

3 その他

〔事務局副課長 議会運営委員会視察について連絡〕

<馬場委員>

大津市議会は龍谷大学と連携されているので、その内容を資料でもらいたい。所沢市議会では日経グローバルの調査で改革度ランキングが8位から6位になったのは基本条例の制定によるものか、市民参加度 1の内容を調べてもらいたい。

<湊委員長>

次回の開催は4月25日午前10時からとする。

1 定数・報酬について

< 湊委員長 >

結論をそれぞれ考えていると思うが、議論が大事なので論点に沿って検討したい。白紙の状態で見聞を言ってもらいたい。

< 中澤委員 >

前回までに論点は整理されたのか。

< 湊委員長 >

そのとおり。今日は論点について議論を深める。議運に諮問されているので結論を出さなければならない。

< 中澤委員 >

会派の意見をまとめたい。まだその段階ではない。

< 湊委員長 >

前回2名定数減のとき、会派での意見は分かれていた。

< 中澤委員 >

意見はある程度まとまると思う。

< 馬場委員 >

事務局が別紙2にまとめている。これに基づき今日は議論していけばと思う。

< 湊委員長 >

今日は結論を出さないこととし、別紙1のそれぞれを飛ばして議論する。そうすれば今日議論はできる。

【 監視機能 】

< 湊委員長 >

監視機能面で不足していることは何か、意見を。

< 馬場委員 >

亀岡中問題のように予算規模の大きなもので何が起こったか分からないことが稀にある。市民には事業が進んでいると見えても実際は進んでいないこともある。議会は全て知っておく必要がある。議員は個人情報を守ったうえで情報を持ち監視機能を発揮しないといけない。

先の(大規模スポーツ施設整備に係る)緑の基本計画や都市計画マスタープランのように、議会として言うべきことが言えているのか。

大規模スポーツ施設整備においても亀岡市の用地に府の施設建設ができるのかなどチェックが必要である。

< 中澤委員 >

監視機能を強化するには執行部と議会が連携する仕組みを整理すべきで、定数には影響しないと思う。

< 馬場委員 >

行政は700人の職員を抱えているが議員は26人である。二元代表制として対峙できているのか。

< 中澤委員 >

人数ではなく、常任委員会など仕組みの問題である。

< 湊委員長 >

全ての予算の把握、中身の詳しいチェックは出来ていない。仕組みが変わらないと

出来ないという意見である。

< 菱田委員 >

議会がもっと動いて情報をキャッチし政策をチェックすることが必要である。月例会の充実、通年議会の検討で議会の活性化を図ることが必要である。

< 湊委員長 >

どうすればよいのかの意見も出してもらいたい。

< 馬場委員 >

痛切に監視機能が果たせていないと感じるのは委託業務が多く内容が委託業者でないと分からないことである。市内業者に発注できていない。電算業務の巨費投資にもチェックが必要である。議会でのチェックが出来ていない。

< 中村委員 >

電算業務のように議員に専門知識がなく理解できないものがあったとしても執行部の説明で一定の理解はできる。執行部との連携を密にすれば監視機能は果たせる。

< 石野委員 >

亀岡中のことも含め、執行部から報告があればチェック機能は果たせる。

< 並河委員 >

議員が専門的知識を持っていたから若木の家問題の指摘ができた。議員が多ければチェックも十分になる。

< 藤本副委員長 >

監視機能、立法機能、市民意見聴取などは定数ではなく議員の資質の問題である。常任委員会数や他市比較で定数は決めればよい。

< 湊委員長 >

監視機能の面では見えないところもありチェックは十分ではない、専門的にチェックするには人数が必要、人数ではなく仕組みの問題という意見である。

< 中澤委員 >

専門知識が必要だから人数を増やせばよいというものではない。職員減等で委託が多くなっている。議会も執行部とともに市政運営をしていく思いを持たなければならない。

< 並河委員 >

26人の議員が専門知識を持っている。経験のなかで培ってきた専門性を誰もが持っている。人数多ければ多角的に議論が深まる。

< 湊委員長 >

今までの意見を事務局で整理願う。

【 立法機能 】

< 馬場委員 >

大津市議会ではいじめ防止条例が議員提案された。議員は1人1つか2つは提案したいテーマを持っている。議員が出し合い、議論し、議会として提案することが大事である。自治基本条例は必要で執行機関に働きかける必要がある。

< 石野委員 >

議会事務局の体制も重要で、法制面での強化が必要である。

< 中澤委員 >

常任委員会、会派ごとに条例提案を目標にするのも方法かと思う。条例を作るにはよく議論しないといけない。

< 湊委員長 >

テーマをあげていけば前向きに条例提案も出来る、テーマを取り上げ議会でまとめる、事務局強化等の意見でまとめる。

【 市民意見聴取 】

< 馬場委員 >

定数 30 人の時は議員にゆとりがあり、市民に寄り添うことができた。議会報告会で前進はしているが、各議員の積み上げが弱くなってきている。単に定数を増やすことではなく努力は必要である。

< 並河委員 >

自ら市民意見を聞く体制ではない。市民は困ったことがあれば市長への手紙を出している。市長への手紙の内容について議会に情報提供はあるのか。

< 事務局長 >

市長への手紙は公開されている。議会に関連するものは情報提供があった。

< 中村委員 >

各議員が時間を作れば市民意見を聴くことは出来る。自治会に行けば情報がある。議員の意識の問題である。

< 馬場委員 >

議会として市民意見を聴く検討の余地はある。

< 湊委員長 >

議会全体のこととして議論をしてもらいたい。

< 菱田委員 >

議会報告会休止の一端は自治会の動員なければ参加が少ないことである。市民意見聴取は課題である。聴取方法の工夫が必要である。定数の問題ではなく仕組みの問題である。

< 中村委員 >

高齢化から日中に設定してはどうか。議員は事前に調べて知識を持っておくことが必要である。

< 中澤委員 >

市民意見を行政に反映するには人数が必要とのことであるが、SNS 等も活用して地域の現状を把握する方法もある。

< 馬場委員 >

各種団体に党派を超えて議会が意見を聴くことも検討すればよい。

< 並河委員 >

議会だよりをよく読まれている。公共施設にアンケート用紙を置けば意見ももらえる。

< 湊委員長 >

アイデアを凝らし市民意見を聴取できればという意見である。

【 基本条例 】

< 菱田委員 >

9 条論点の明確化が出来ていない。特に 4~6 号の議論ができていない。審議時間も必要だが、細分化した委員会数の検討も必要である。事前に執行部から説明があれ

ば議論できる。

<馬場委員>

8条一般質問について答弁が的確に返ってこない。詳しく通告しても同じである。

<湊委員長>

答弁に問題あれば議長から申し出てもらえればと思う。基本条例に関しては、条例に基づき議会活動を行っているが、まだ出来ていない部分があり常任委員会数も関係しているのではという意見である。

【 市域、人口、他市比較 】

<馬場委員>

他市と比較して亀岡市議会のコストパフォーマンスが高い。

<湊委員長>

市民意見は山間地域が少なく市街地が多い状況で幅広く意見は聞けていないという意見もあった。議員は全体を踏まえ活動しなければならないという意見あった。

<馬場委員>

市域の狭い東京近郊、大阪近郊の市は定数削減され、市域の広い市は削減されていない。議員が回り切れない。

<中澤委員>

地域に議員を貼り付けるとアンバランスで全体を知ることが大事であるが難しい。可能なら小選挙区制の選挙ができればと思う。

<並河委員>

南丹市の市域は広い。1人当たりの人口は本市に比べ半分である。1人当たりの人口が増えれば議員は大変だと感じる。

<湊委員長>

議員の地域行事参加を考え定数増の意見があるかもしれないが、それは関係ない。

【 委員会構成 】

<馬場委員>

常任委員会で議論するには最低8人は絶対必要である。

<菱田委員>

3常任委員会7人と議長の22人で、偶数で議論するべき。多いと意見の收拾ができない。

<並河委員>

平和人権対策特別委員会は5人で十分な議論ができない状況である。

<中澤委員>

3常任委員会7人を基本と考えればよい。

<中村委員>

7人がベストだと思う。

<藤本副委員長>

全国的にみて7又は8人で、議論もしやすいと思う。常任委員会数が減ると議員の負担が多くなるので3常任委員会が理想的である。

<湊委員長>

7又は8人が妥当との結論である。

【 報 酬 】

< 菱田委員 >

今は少ないと思う。議決権を持っているので増額してもよいと思う。

< 馬場委員 >

以前に比べると費用弁償、年金がなくなり若い人が議員になれない。普通の生活ができる額でないと議員になる人がいなくなる。金額は報酬審議会で決めるべき。

< 並河委員 >

生活できる報酬は必要だと思う。高額な報酬は市民理解が得られない。

< 中村委員 >

生活は別に考えるべきで南丹市は 38 万円だが若い人が議員になっている。市民理解が得られない。

< 中澤委員 >

生活が関係しないことはない。毎日出勤し職員給料並みであってもよい。生活できる報酬は必要である。30～40 代の議員をといるのならもう少し報酬を上げてよいかと思う。市民理解が得られないなら政務活動費で考えてもよいかと思う。

< 石野委員 >

18 年に報酬が減額された。元に戻すべき。若年層が議員になれない。

< 藤本副委員長 >

可処分所得が大事である。金額は多いが年金を払わないといけない。社会保険の事業主負担はない。自由に使えるのは報酬の半分くらいである。家のローンがあれば厳しい。退職金も年金もない。兼業しなくても議員活動ができればと考えると今の報酬は少ない。

< 湊委員長 >

今の報酬は少なく生活ができないという意見である。

今日出た意見を整理し全員協議会で諮ることになるのか。

< 事務局長 >

議会運営委員会で素案を作り、全員協議会で意見を聴くスケジュールである。

< 中澤委員 >

まとめを早くしてもらいたい。会派で考えたい。

< 湊委員長 >

今日の意見を 15 日までに事務局が整理し、その後会派で検討願う。次回は素案を検討する。案は全員協議会の採決で決める。

< 藤本副委員長 >

専門家から参考意見を聴いてみたい。

< 湊委員長 >

私見はもらえても妥当な判断がしてもらえるのか。議員で決めればよいと思うが。議会が報酬増額を決定し予算を要求した場合に市長が認めるか認めないかは別問題であり、定数減を決定した場合はそのとおり執行となる。

< 事務局長 >

定数は条例改正で決定される。報酬のように予算が伴うものは執行部との事前協議を十分行わないといけない。客観的な意見を求めるのは難しいがお手盛り感が心配なので、市民意見聴取や報酬審議会委員の意見聴取など客観的に参考意見を聴く方

法を考えてはどうか。

<湊委員長>

そのことも含め次回に意見をまとめる。

散会 15 : 45